

ID: 85

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	景観地区における建築物の壁面の位置制限の例外許可		
法令名 根拠条項	建築基準法 第68条第2項第2号		
法令番号	昭和25年法律第201号		
【根拠条文】 第68条 2 景観地区内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱は、景観地区に関する都市計画において壁面の位置の制限が定められたときは、建築物の地盤面下の部分を除き、当該壁面の位置の制限に反して建築してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物については、この限りでない。 (1) 前項第1号に掲げる建築物 (2) 学校、駅舎、卸売市場その他これらに類する公益上必要な建築物で、特定行政庁が用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもの 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日